第8号様式（第18条関係）

　　第　　　号

　　年　　月　　日

行政財産使用許可書

様

　　　日野市長

　　年　　月　　日付けをもって申請のあった日野市行政財産の使用について、日野市公有財産規則第１６条の規定に基づき、下記のとおり許可する。

記

１．財産の表示

使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

所　　在　　　日野市

区　　分　　　行政財産（　　　　）

種　　類　　　土　地・建　物

数　　量

使用部分

２．使用の目的

３．使用期間

　　年　　月　　日～　　　年　　月　　日

４．使用料

５．使用上の注意

使用者は、使用財産が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。使用の際は、周囲に囲いを設置する等、安全に十分留意するとともに管理全般を適切に対応していただくこと。また、使用者は使用財産について形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。

６．使用目的の変更・転貸・譲渡の禁止

使用者は、使用財産について使用目的の変更、第三者への転貸、譲渡をしてはならない。

７．使用許可の取り消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。

（１）使用財産を公用又は公共用に供するために必要なとき。

（２）許可条件に違反したとき。

（３）工事又は管理上支障のあるとき。

８．原状回復

使用者は、使用期間が満了したとき又は７の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に復して返還しなければならない。この場合において使用者は、一切の補償を請求することができない。

９．損害賠償

使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失し、若しくは毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。このほか使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため日野市に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

１０．有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

１１．実地監査

日野市において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

１２．定めのない事項

この許可書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの許可書に定めのない事項が生じたときは、日野市と協議のうえ定めるものとする。

１３．その他必要と定める事項

１．この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。

２．この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定）があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、日野市を被告として処分の取消の訴えを提起することができます。

３．1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。

４．2の決定において、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできません。